

公益社団法人 大阪食品衛生協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪食品衛生協会（以下「この法人」という）定款第5条から第8条の規定に基づき、会員及び会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類及び区分)

第2条 定款第5条第1項第1号から第2号の会員を次のとおりとする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、大阪府内において、地域の食品衛生向上を目的として活動する団体

(2) 業種団体会員

この法人の目的に賛同し、大阪府内において活動する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第3条に規定する生活衛生同業組合のうち、食品衛生に関わるもの又は食品衛生向上を目的として同業種の食品関係事業者で構成する団体

(3) 特別会員

この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人又は法人若しくは団体

(会員名簿)

第3条 この法人に会員名簿を備え、会員の別に定める事項を記載し、その記載事項に変更があった場合にはすみやかに整理するものとする。

(入会申込書)

第4条 定款第6条により、この法人に入会しようとする個人又は法人若しくは任意団体は、正会員、業種団体会員入会申込書(第1号様式①②)及び特別会員入会申込書(第2号様式)をこの法人に提出しなければならない。

(入会の可否)

第5条 理事会において入会を可決したときは、理事長はすみやかに会員名簿に登録し、本人にその旨通知する。

(会費)

第6条 定款第7条の会費は、会員の種別に応じて次のとおりとする。

(1) 正会員

構成員1人につき年額360円（構成員の人数の算定は、前年度の末日の構成員数とする。）

(2) 業種団体会員

1団体につき年額60,000円

(3) 特別会員

一口24,000円

いずれも、毎年度10月までに納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、定款8条に規定する退会届(第3号様式)を提出して、任意に退会することができる。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、この法人の設立登記があった日(平成25年4月1日)から施行する。